

第232回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第11号

令和5年9月5日かすみがうら市農業委員会告示第11号をもって、令和5年9月11日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第232回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和5年9月11日（月）午後2時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

2番	西崎 敏和	3番	鈴木 良道	4番	宮本 教夫	5番	塚本 勝男
6番	安田 治	7番	飯田 敬市	8番	久松 弘叔	9番	井坂 孝雄
11番	谷中 昌	12番	廣原 孝	14番	塚本 茂	15番	中山 峰雄

4. 欠席委員

1番 海東 功、10番 高田 健司、13番 栗山 千勝

5. 説明のため出席した者

事務局長 齊藤 健、事務局長補佐 関川 信政、主任 長田 千絵美

6. 議事録署名委員

2番 西崎 敏和、3番 鈴木 良道

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
 - 報告第26号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内的の農地転用届出について
 - 報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
 - 議案第55号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
 - 議案第56号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について
 - 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

午後2時45分閉会

事務局長	<p>起立 礼 着席願います。</p> <p>只今から、令和5年 第232回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は、12名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、1番 海東 功 委員、10番 高田 健司 委員、13番 栗山 千勝 委員から、欠席届が提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議 長	会長あいさつ
議 長	はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局長	諸般の報告を行う。
議 長	<p>次に 議事録 署名委員の指名 及び 書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、2番 西崎 敏和 委員、3番 鈴木 良道 委員を 指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の 長田主任 を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に 日程の決定について、お諮(はか)りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声・・・</p>
議 長	ご異議ございませんので、午後5時までと いたします。
議 長	<p>次に 報告第26号から第27号の報告案件ですが、委員の皆様にはすでに 議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声(質問、意見なし)・・・</p>

議 長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第55号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>—事務局朗読—</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
7番 飯田 敬市	<p>9月4日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、塚本委員と安田委員と私・飯田の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番の農地は、●●●●●●●●●● から約400m西に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理 されてきました。</p> <p>申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>果樹 を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号2番の農地は、●●●●●●●●●● から約400m南に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理 されてきました。</p> <p>申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>露地野菜 を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号3番の農地は、●●●●●●●●●● から約1km南東に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、雑草繁茂の状態 となっていました。</p> <p>申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>露地野菜 を作付けする計画です。</p>

	<p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見ご質問等 ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について 原案のとおり 許可することに 賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は原案のとおり 許可することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>（次に番号 2番の審議、質問）同様に諮る。</p> <p>（次に番号 3番の審議、質問）同様に諮る。</p>
議 長	<p>「議案第55号 農地法第3条の規定による 権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり 許可することに 決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に「議案第56号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>—事務局朗読—</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>

5番 塚本 勝男	<p>それでは説明します。図面番号1 も併せてご覧ください。</p> <p>番号1番は、令和4年7月29日付けで太陽光パネル設置に伴う5条の転用許可がされた土地です。</p> <p>申請地は ●●●●●●●●●● から約600m 西に位置する畑1筆です。</p> <p>こちらは、今回設置機材の変更に伴い面積に変更が生じたため事業計画変更申請に至りました。詳細については事務局から説明があったとおり、太陽光パネルの設置枚数の変更 と 事業計画における工期 が今回の変更内容になります。</p> <p>事業計画の変更による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号2番になります。図面番号2 も併せてご覧ください。</p> <p>番号2番は、令和4年10月11日付けで太陽光パネル設置に伴う5条の転用許可がされた土地です。</p> <p>申請地は ●●●●●●●●●● の北側に位置する畑1筆です。</p> <p>こちらも、今回設置機材の変更に伴い面積に変更が生じたため事業計画変更申請に至りました。詳細については事務局から説明があったとおり、太陽光パネルの設置枚数の変更 と 事業計画における工期 が今回の変更内容になります。</p> <p>事業計画の変更による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について 原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は 原案のとおり許可することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号2番について 原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号2番は 原案のとおり許可することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第56号 農地法第5条の規定による 許可後の事業計画変更について」は、原案のとおり許可することに 決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に 「議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお 当案件については 事前調査を実施しております。</p> <p>－事務局朗読－</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
6番 安田 治	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番になります。図面番号3番 も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●●● から約350m南東に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、自己住宅 として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p>

6番 安田 治

続きまして番号2番になります。図面番号4番 も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●● から 約650m東に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設 として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号3番になります。図面番号5番 も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●● から 約350m南東に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設 として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号4番になります。図面番号6番 も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●● から 約950m 南西に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設 として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号5番になります。図面番号7番 も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●● から 約850m東に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設 として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号6番になります。図面番号8番 も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●● から 約500m南西に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。

	<p>申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p>
4番 宮本 教夫	<p>無償で所有権移転をしているが、関係はなんですか。</p>
事務局	<p>親子の関係になります。</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について 原案のとおり 交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は 原案のとおり 交付することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>番号2番について、ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号2番について 原案のとおり 交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号2番は 原案のとおり 交付することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>（次に番号 3番の審議、質問）同様に諮る。</p> <p>（次に番号 4番の審議、質問）同様に諮る。</p> <p>（次に番号 5番の審議、質問）同様に諮る。</p> <p>（次に番号 6番の審議、質問）同様に諮る。</p>

議 長	「議案第 5 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに 決定いたしました。
議 長	次に 「議案第 5 8 号 農業経営 基盤強化 促進法第 1 8 条第 1 項の規定による 農用地 利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 —事務局説明—
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。
	・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 5 8 号 について 原案のとおり 決定することに 賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成（賛成多数）ですので、「議案第 5 8 号農業経営 基盤強化 促進法 第 1 8 条 第 1 項の規定による農用地 利用集積計画の 決定について」は、原案のとおり 決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。
議 長	来月の総会は、1 0 月 1 0 日（火）午後 2 時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、鈴木 良道 委員、久松 弘叔（ひろ やす）委員、井坂 孝雄 委員 です。 日時は、1 0 月 3 日（火）午前 9 時から、霞ヶ浦庁舎 小会議室 2 といたします。よろしく願いいたします。 他に 事務局から、何かありますか。

事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法施行規則の一部改正について 2. 農業委員会業務必携について 3. 令和5年度 地域の農地を生かし、持続可能な農業・農村を創る運動推進大会の事前周知について 4. 農地法第18条の1の結果について 5. 令和5年度 かすみがうら祭りにおける農業委員会の対応について 6. 農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う募集について
議長	<p>只今、説明がありましたが、ご質問等ありませんか。</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第232回 総会を閉会いたします。 慎重審議 大変ご苦労様でした。</p>
事務局長	<p>・・・起立 礼・・・ お疲れさまでした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により
署名する。

かすみがうら市農業委員会会長_____

署名委員_____

署名委員_____

